



MOU連絡会

【保税研修】

令和6年2月27日

門司税関

監視部保税地域監督官

本日の内容

- 1 2023年非違件数
- 2 非違事例





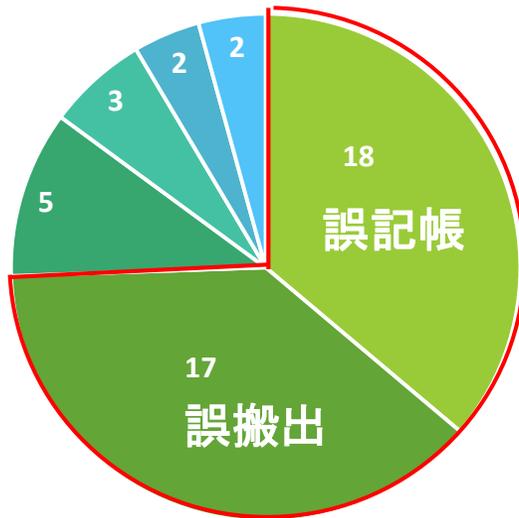
2023年 非違件数

	2023年	2022年	前年比
全国	47件	60件	78%
門司	8件	5件	160%



2023年 非違件数及び態様

非違件数



・ 35件 記帳義務違反

・ 5件 保税地域以外の場所に蔵置
(エリアの確認不足)

・ 3件 IS承認 (延長) 忘れ
(在庫管理不足)

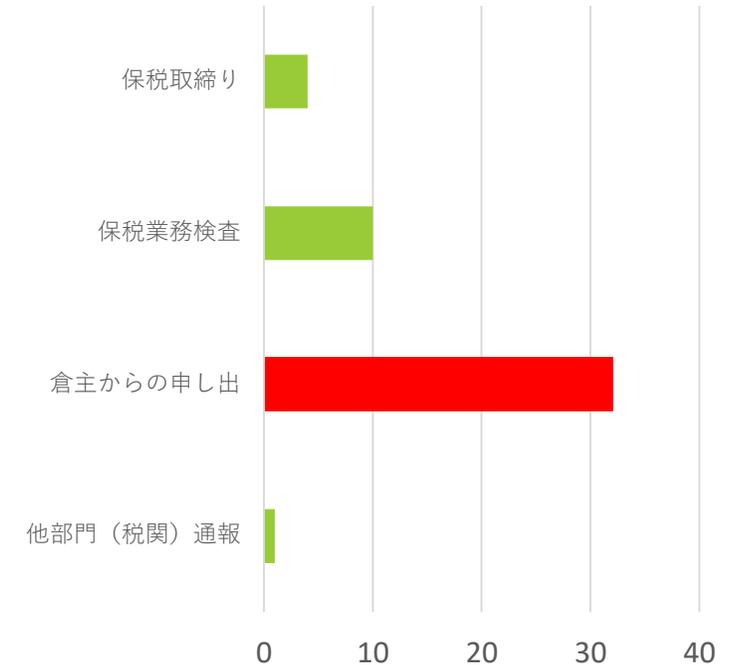
・ 2件 工事届 (未提出)

・ 2件 見本持出の未許可



担当者の「思い込み」「確認・連絡ミス」による誤記帳、誤搬出

発見の端緒



倉主からの申し出が32件

非違事例(記帳義務)

㊦㊦ 関税法第34条の2

保税地域(保税工場及び保税展示場を除く。)において貨物を管理する者は、その管理する外国貨物又は輸出しようとする貨物についての帳簿を設け、政令で定める事項を記載しなければならない。

※保税工場・保税展示場の記帳義務については、別途規定(法第61条の3及び法第62条の7)

記帳項目(関令第29条の2第1項)(指定保税地域・保税蔵置場)

- ① 搬入された貨物の **記号、番号、品名、数量、搬入年月日** 及び積載船舶名等
- ② 取扱いを行った貨物の記号、番号、品名、数量、行為の種類及び年月日等
- ③ 蔵入承認年月日及び承認書の番号
- ④ 輸入許可を受けた貨物の記号、番号、品名、数量、許可年月日及び許可番号
- ⑤ 輸入許可前引取承認を受けた貨物の記号、番号、品名、数量、承認年月日及び承認番号
- ⑥ 見本の一時持出許可を受けた貨物の記号、番号、品名、数量、許可期間、持出先、持出年月日
- ⑦ 搬出された貨物の **記号、番号、品名、数量、搬出年月日** 及び積載船舶名等



非違事例(保税蔵置場の処分)

※補足

- ☞ 非違とは・・・法令の規定に違反する行為
- ☞ 保税工場の処分・・・関税法第61条の4(規定の準用)
- ☞ 指定保税地域の処分・・・第41条の2(搬入停止)

☞ 関税法第48条

税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物を保税蔵置場に入れることを停止させ、又は保税蔵置場の許可を取り消すことができる。

第1項第1号 被許可者、役員及びその他の従業者等が保税蔵置場の業務についてこの法律の規定に違反したとき (1号処分)

第1項第2号 被許可者が許可要件(法43条第2号から10号)に該当することとなったとき (2号処分)

非違事例(指定保税地域に係る注意事項)

- ◆ 指定保税地域における搬入停止処分は、一つの指定保税地域で同一の貨物管理者が管理している

CY、市営上屋等の指定保税地域の全てが対象

となりますので注意願います！！



**最悪、物流が
ストップする！**

非違事例(誤記帳・記帳漏れ)

事例1)

☞ NACCS管理資料は取得していたが、見本持出確認登録業務(MHO:搬出日登録)を怠っていた。

事例2)

☞ 輸出許可済貨物をコンテナに積込み、搬出作業を終了したとして記帳を行ったが、数日後、当該貨物の輸出者より「到着貨物が不足している。」旨連絡があり、担当者が在庫確認を実施したところ、同貨物の一部の残置を確認した。

事例3)

☞ 担当者が長期休暇中であったため、NACCS管理資料の取得を失念していた。
貨物管理責任者もCPどおり取得 チェックを行っていなかった。



- 見本の持出し日(搬出日)は記帳項目の一つ。見本持出確認登録業務(MHO)漏れがないか。
- 在庫確認をどのように行っているか。関係資料(実在庫)と保税台帳があっているか。
- NACCS管理資料は確実に取得しているか。取得簿などで二重チェックしているか。

非違事例(誤搬出)

事例1)

☞ 貨物搬入後に、輸入通関貨物と積戻貨物に仕分け(差し札貼付)した上で区分蔵置した。その際、積戻貨物の1パレットだけ差し札を貼り間違えており、輸入通関済となった貨物を搬出する際、差し札を貼り間違えていた1パレットも同時に搬出した。

事例2)

☞ 現場作業員が、食品見本検査から10日以上が過ぎていた貨物を、輸入許可になっているものと勝手に思い込み、本来は保税担当者に輸入許可になっているか確認の上、出荷指示をすべきところ、その確認を行うことなく出荷指示を行い貨物が搬出された。

A cartoon illustration of a yellow Pikachu character holding a wooden sign that says "Point!".

Point!

- 関係書類と貨物を確実に対査確認を行っているか。
- 各担当者が業務手順どおりに業務を行っているか。

非違事例(未許可・未承認・未届出)

事例1)

☞ 保税原料のサンプリングにおいて、見本持出許可を受けることなく、搬出していた。

事例2)

☞ NACCS管理資料を保税台帳としているが、マニュアル台帳で管理している蔵入承認貨物の蔵置期間延長承認申請を失念し、蔵入承認の日から2年を経過して蔵置していた。

事例3)

☞ 保税蔵置場である倉庫について、倉庫内を2室に間仕切りし改築したが、工事の届出を失念していた。



Point!

- 保税地域から外国貨物を搬出する際、許可書類等との対査確認を行っているか。
- 蔵入承認貨物など蔵置期間が長期となるものは特に存在を忘れがち。どのように在庫管理(蔵置期間管理)しているか。
- 保税蔵置場等に係る貨物の収容能力の増減、工事に関する届出が提出されているか。



ご清聴いただき
ありがとうございました。



門司税関ご当地カスタム君